

藤原道長の文事——『御堂関白記』寛弘元年から(上)——

北山 円正

一条朝を中心に、摂関制を確立して政権の頂点に君臨した藤原道長は、平安時代のもっとも著名な人物の一人である。その権力や財力は、政治面に発揮されただけでなく、文化面においても絶大な権勢を行使しており、その影響はまことに大きく、多方面に及んだ。たとえば、寛弘四(一〇〇七)年八月の金峯山参詣、治安三(一〇二三)年十月の高野山参詣は、それまでの都の貴顕には前例のない、新たな試みであった。これ以後両霊場は權威を付与され、多くの追隨を生むに到る。¹⁾また道長は文人・詩人であり、作文会の主催者でもあった。一条朝における詩会開催の場は、内裏とともに道長の邸第がかなり多い。これは権勢を背景として公卿・文人を集めた結果である。詩人としては自邸のみならず、内裏の作文会に頻繁に参加しており、一条朝の詩壇を形成する主要な一員という一面もあった。²⁾このような道長の活動が功を奏し、一条朝において漢文学が活況を呈したと言えるであろう。

道長の平安文化に与えた影響は、非常に大きい。その様相を一年をとおしてうかがってみたい。日記『御堂関白記』から、「文事」に関する記事を抜き出して注釈を試みた。すでに山中裕氏らによる『御堂関白記

全註解』(全十六冊、高科書店・思文閣出版)があつて、今さらの感があるが、文学・学問との関わりについては、なお注するべき事柄があるように思い、あえて試みた。また「文事」と銘打ったが、その範囲を明確にしているわけではなく、文化面での事象全般と大まかに捉えている。寛弘元年を対象としたのは、特別な意味があるわけではなく、一年はば途切れることなく記事のつづく最初の年だからである。

日記の本文は大日本古記録『御堂関白記上』所収のそれによる。誤脱箇所については、ほぼその校訂本文に従つて補筆・訂正した。また、前記全註解(寛弘元年)と倉本一宏氏の『藤原道長「御堂関白記」(上)』(講談社学術文庫)の本文及び注釈を参考した。学恩に感謝申し上げる。

まず年号の「寛弘」について述べる。「寛弘」は、一条天皇と三条天皇の年号。長保六(一〇〇四)年七月二十日に改元された。『日本紀略』の同日条には、「改元寛弘、大赦天下。依災変也」(寛弘と改元し、天下に大赦す。災変に依るなり)とあり、災害による改元であった。『元秘別録』(一・勘文事・改元事)には、「長保六年七月廿日改元(寛弘)。依天変

地震妖也」(長保六年七月廿日に改元す(寛弘)。天変地震の妖に依るなり)とあり、天変と地震によるとある。『御堂閔白記』の同日条にも、「詔書草有地動文」(詔書の草に地動るの文有り)とあり、地震を改元の理由の一つに数えていたらしい。ただ長保六年に地震の記録はない。五年に溯つても見当たらない。

『日本紀略』が記す「災変」および『元秘別録』の「天変」は、旱魃のことである。『日本紀略』長保六年・寛弘元年の記事には、

祈雨奉幣(七月二日)

於龍穴請十口僧御読経。依祈雨也(七月八日)

於七大寺并十一社御読経。依祈雨也(七月十二日)

自今日於七大寺并大極殿、請二百僧読経(七月二十日)

臨時奉幣。依祈雨也(七月二十四日)

軒廊御卜。依旱魃也(八月二日)

奉幣丹貴二社。依祈雨也。使藏人(八月四日)

於大極殿、以百口僧、読仁王経。限五箇日。依祈雨也(八月六日)

今月旱(八月)

と、七月二十日の改元を挟んで、「祈雨」のために、奉幣・読経などを頻繁に行っている。七月二十日の「御読経」は目的を記していないが、これも同様であろう。この年の水不足が深刻であったことは、たび重なる神仏への祈願から察せられる。『御堂閔白記』には、八月六日から、祈雨のために大極殿で仁王経を読む法会を催しており、結願の十一日に、

「御読経間、雖雨下非大雨。諸国如云々。有下所云々。從六月十日、未大雨下、時々如形為夕立」(御読経の間、雨下ると雖も大雨に非ず。諸国如にと云々。下る所有りと云々。六月十日従り、未だ大雨下らず。時々形の如く夕立と為る)、また二十四日に、「終日雨降。從去六月十日、不雨下七十余日。兩三度雖夕立、非可充物用」(終日雨降る。去る六月十日従り、雨下らざること七十余日。兩三度夕立すと雖も、物の用に充つべきに非ず)とあって、六月十日以来、有用な降雨がほとんどなかった。道長が「諸国」の状況を気に掛けているところからすると、国中が旱魃の被害に見舞われ、人々が苦しんでいたのであろう。この苦難を解決する一つの手段として、改元を行ったのである。

「寛弘」の出典について触れておく。心の広さ、大きさを表す語であり、

寛弘[○]尽^レ下、出^レ於恭儉」(『漢書』卷九・元帝紀贊)

陛下即^レ位、躬[○]天然之德、体[○]晏晏之姿、以[○]寛弘[○]臨^レ下(『後漢書』

卷四十一・第五倫伝)

など、皇帝の人となりを讃える文脈の中で用いる例が多いが、出典の特定はできない。

正月

廿七日、壬子、女一宮御対面。参午上内間、依祭使事、枇杷殿、参内次下見間、有大死。依之参陣外、令申此由。大原野祭、来月一日也。依之不能参入。入夜頭中将来。仰云、今夜雜事、被仰案内。又彼宮御乳母一賜爵、右衛門尉紀文忠、依請申序給宣旨。即申云、他上候。即可被仰。

不参間、於承可無便云。御対面戌時。春宮・宮參給云々。

廿七日、壬子、女一宮の御対面。午の上に内に参る間、祭の使の事に依りて、枇杷殿。参内の次いで下見せし間、犬の死せる有り。之に依りて陣の外に参りて、此の由を申さしむ。大原野祭、来月の一日なり。之に依りて参入すること能はず。夜に入りて頭中将來たる。仰せて云はく、「今夜の雑事、案内を仰せらる。又彼の宮の御乳母の一人に爵を賜はむ、右衛門尉紀文忠、請ひ申すに依りて庁に宣旨を給はむ」とおほす。即ち申して云はく、「他の上候ぜむ。即ち仰せらるべし。不参の間、承るににおいては便無かるべし」といふ。御対面は戌の時。春宮・宮参り給ふと云々。

「女一宮」は、脩子内親王（九九六―一〇四九）。父は一条天皇、母は皇后藤原定子。定子はすでに亡く、外戚である中関白家は逼塞しており、心もとない状態にあった。「御対面」は、一条天皇との対面。この日の夜に対面が予定されていた。「参午上内間」は、正格の漢文からは外れた文体である。この日記には、このような文章が多い。私の記録であるために正格を期する必要があるであろう。「午上」は、午の刻（午前一一時から午後一時まで）の前半二時間。「祭使」は、春日祭の使。この年は道長の息頼通がこの任に当たっており、「枇杷殿」から出立することになっていた。その準備のために、参内前に立ち寄ったのである。「枇杷殿」には、行く、向かうの意味の語が付くべきだが、これは書き落としたか、省略したかのいずれかであろう。「有_レ犬死_二……依_レ之_レ不_レ能_二

参入_一」は、枇杷殿で犬の死穢に触れたために、今日の「御対面」の場には行けないことを天皇に告げた。『延喜式』（卷三・神祇三・臨時祭）には、「凡_レ触_二穢_一悪事_一」_レ忌者、人死限_二卅日_一（自_二葬日_一始計）、産七日、六畜死_二五日_一、産三日（鶏非_二忌限_一）……とあり、犬は「六畜」の一つであり、五日間忌む必要があった。「陣外」の「陣」は、宮中において警護に当たる衛府の官人らが詰めている所であり、その外を「陣外」という。触穢となった道長が殿舎内に立ち入るわけにはゆかなかつた。「大原野祭」は、大原野神社で行う祭祀。祭日は、二月上卯日と十一月中子日。この年は、二月一日が祭日（乙卯）であり、三日後に迫っていた。なお道長は、二月一日には、「依_二触穢_一」出_二東河_一、不_二奉幣_一祓」と、「東河」（鴨川）で祓（由の祓）を行い、大原野祭では「奉幣」しなかつたと記している。夜になり、「頭中将」源経房が天皇の使いとしてやって来た。今夜の対面の「雑事」について、「案内」問い合わせがあつた。道長は、「御対面」に重要な関わりを持つていたらしい。また、「彼宮」脩子内親王の「御乳母」の一人に「爵を賜」い、「右衛門尉紀文忠」が申請しているの、検非違使宣旨を下したいと希望を伝えている。これに対して道長は、「他上候」ほかの公卿が控えておりましたよう、「即可_レ被_レ仰_二」その者に仰せられればよろしいでしょう、「不参間、於_レ承可_レ無_レ便云_二」私は参上いたしかねますので、宣旨を受けるわけにはまいりません、と応じた。一条天皇の親心に対して、まことにすぎない返答である。かつて敵対していた中関白家を外戚とする脩子内親王と、一条天皇との対面を快く思わない胸中を示していると言えよう。

正月廿七日の条には、道長の文事に関する記事はないのだが、『権記』の前日条には、

廿六日、辛亥、心神雖悩、依左府召詣。書明日女一宮御対面料四尺屏風四帖色紙形和歌。申雜事、入夜帰来。

廿六日、辛亥、心神悩むと雖も、左府の召しに依りて詣る。明日の女一の宮と御対面の料の四尺屏風四帖の色紙形の和歌を書く。雜事を申す。夜に入りて帰り来る。

とある。「心神」を病む行成を呼び付けて、翌日の「御対面」のために、「四尺屏風四帖色紙形」に「和歌」を書かせている。能筆を見込んで依頼したものである。すでにあつた和歌を「色紙形」に書いたのであろう。これは一条天皇が道長に命じたのか、道長が二人の対面をことほいで新調したのか、状況は分からない。天皇が依頼するのであれば、対面前日に和歌を書くような慌ただしい事態にはならないのではないか。道長が急に作成を思い立ち、前日に何とか間に合わせることはありえよう。屏風の絵柄、和歌の内容、歌人名についての情報がなく、不明な点が多いが、道長がすすんで屏風を調進したのだとすれば、翌日の日記に記す、天皇への冷淡な態度との違いをどう理解すればよいだろうか。興味深い問題ではあるが、これ以上の検討はできない。

二月

六日、庚申、従曉雪下。深七八寸許。左衛門督許送消息。有和歌。有返。以道貞朝臣、右大将昨日事恐由示送。

以下、或書
六日、雪深。早朝左衛門督許かくいひやる。

わかなつむかすかのはらにゆきふれはこゝろつかひをけふさへそやる

かへり、

みをつみておほつかなきはゆきやまぬかすかのはらのわかな、りけり

従華山院賜仰。以女方。

われすらにおもひこそやれかすかのゝをちのゆきまをいかてわくらん

御返、

三かさ山雪やつむらんとおもふまにそらにこゝろのかよひけるかな

六日、庚申、曉よ従り雪ふ下る。深さ七八寸許ばかり。左衛門督が許もとに消息を送る。和歌有り。返り有り。道貞朝臣を以つて、右大将に昨日の事恐かしこまる由を示し送る。

六日、雪深し。早朝左衛門督が許へかくいひやる。

若菜摘む春日の原に雪降れば心づかひを今日さへぞやる
返り、

身をつみておほつかなきは雪止まぬ春日の原の若菜なりけり
華山院従り仰せを賜ふ。女方を以つてす。

我すらに思ひこそやれ春日野のをちの雪間をいかでわくらん
御返り、

三笠山雪や積むらんと思ふ間に空に心の通ひけるかな

道長の長男右少将頼通が春日祭の使となって、二月五日枇杷殿で出立の儀式を行い奈良へ向かった。その翌日雪が降ったので、息子の道中や執務を気づかう道長が、まず左衛門督藤原公任に和歌を送り、その返しが出てきた。ついで花山院から、頼通を心配する和歌が送られてきて、道長が返歌をしたのである。日記は、公任との消息のやりとりと、橘道貞を使いとして、右大将藤原実資に、昨日の出立の儀に来訪してくれたことへの謝意を伝えたと記し、その裏書に、公任・花山院との贈答歌を記している。³この和歌のやりとりは、『後拾遺集』『栄花物語』(はつはな)『御堂関白集』『公任集』などに収載している。ただしその中に道長の花山院への返歌は見えない。

この三首目までは、春日社に参詣する頼通を、雪の降る中、春日野で若菜を摘む人として描き、その難渋の様子を思いやり気づかう内容である。四首目は親心が息子に伝わっていると述べている。このやり取りは、道長が公任へ和歌を送ったことから始まったのだが、なぜ公任に送ったのかは明確ではない。『栄華物語詳解』(巻四)には、

身をつみての歌 身を摘みて、人の痛さを知るよしにて、我身に引比べての意なり。

さるは、わが御子も、この使の御供にて、春日にまうでたるなればいへり。さてつみては、結句の若菜とある縁語なり。

とあり。公任も我が子を祭の使いとして見送ったからだと言う。息子を

案じる思いを共有しようということである。ただ、この見方を証する資料がないので確かではないが、可能性はあろう。頼通を祭の使として向かわせる道長を、『栄花物語』は、

殿のはじめたる初事に思されて、いとみじういそぎたせたまふもことわりなり。よろづにかひがひしき御有様なり。

と描いている。これについては、『江家次第』(巻五・上申日春日祭事)に、「撰録一家中少将時、勤仕祭使。宇治関白十二歳時、寛弘元年二月勤使。大略濫觴也」(「十二歳」は誤り。正しくは「十三歳」とあることからすると、息子の執務遂行を案じるとともに、撰録家の初めての試みに緊張する様子も窺えよう。

花山院は頼通への気づかいを道長に示している。道長の不安を忖度して歌を送ったのであろう。この頃花山院と道長はしばしば交流があった。前年長保五年の八月九日と九月一日に、藤原行成とともに院のもとへ参上している(『権記』)のは、その一つ。『御堂関白記』によって、寛弘元年における両者の交流を辿っておこう。右の唱和以降では、三月二十八日に、白河への「花御覧」に扈従し、院の居所に戻ってから和歌の披露があった。五月二十七日には、花山院の土御門第御幸、閏九月四日に花山院から和歌が送られ、返歌している。十二月三十日には、花山院のもとへ参上し、馬を賜るといように頻りに会っており、親密ぶりが窺える。また、五月二日に花山院の御子二人(昭登・清仁)に親王宣旨が下った。なお『栄花物語』(はつはな)によれば、院から道長へ助力を依頼し、道長がその親心を察して一条天皇に奏上したとある。二人

の友好関係がよく現れている。

三月

三日、丁亥、広業朝臣来云、仰云、只今可参者。有作文事。即与左衛門督同車参入。

三日、丁亥、広業朝臣来りて云はく、「仰せに云はく、只今参るべし」てへり。作文の事有り。即ち左衛門督と同車して参入す。

三月三日の内裏における作文会について記している。「作文事」は、曲水宴の詩会。まず、藏人の藤原広業(5)を使いとして、一条天皇からすぐ来るようにとお召しがあった。そこで「左衛門督」藤原公任とともに車に乗って参内している。『権記』もこの作文会について記している。

三日、丁亥、晚景内豎来告、即参入。有作文。先是アラカシ予議ニ曲水宴、而依ニ尚侍卅九日内、被レ止。今日序者匡衡朝臣、御書所同ニ。應製。題花貌年々同。以春為韻。

これによれば、事前に「曲水宴」について議せられ、まだ「尚侍」藤原綏子の四十九日の内であるために停止となった。ただし、作文会は催された。その時の「序者」は大江匡衡。「御書所」においても同題で詠じている。題は「花貌年々同」。韻字は「春」。序者匡衡は、『江吏部集』（巻下）に序と自詠を残している。その端作は、「七言、三月三日、同賦ニ花貌年々同。應製詩一首（以春為韻。并序）」であり、『権記』の言うところと同じ。詩題「花貌年々同」は、花の顔は毎年同じで変わるこ

とはないの意。匡衡はその序に、

観夫見ニ樹樹之花貌、同ニ年年之風儀。仙桃咲以不レ老、何時依違、御柳濃以如レ初、每春婀娜。

と、木に咲く花のすがたは、例年と同じであり、宮廷の桃は咲く時期を違えず、柳はいつものようにそよいでいると、詩の本意を描いている。その詩は、「洞裏仙遊歓楽久、花筵自作ニ醉レ恩人ニ」仙界と見なす宮中での遊びはいつまでも続き、いつの間にか天皇の恩沢に酔ってしまったと結んでいる。行成の詠んだ「桃浦容輝寧改レ旧、杏園気色詎為レ新」（『行成詩稿』所収の摘句）も、「桃浦」の輝きや「杏園」の様子は変わらなと詠じている。道長の詩は残っていないが、おそらく類似した詩を物したのであろう。⁽⁸⁾道長は「曲水宴」が中止となったので、御前に参上する必要はないと考えていたらしい。しかし好文の天皇は、せめて作文会を催したいと意向を示したのであろう。そこで急遽能文の卿相や文人らを召したという次第なのではあるまいか。なおこの時、流觴（曲水）は行わず、詩会のみがあったらしい。行成が召しによって参内したのは「晚景」日暮れ時であり、間もなく暗くなる。そんな時刻に曲水は催せないであろう。⁽⁹⁾

十八日、壬寅、陸奥守道貞申赴任由。賜盃酌。次有和歌事。賜直装束・野剣・胡籙・弓・馬・鞍等。

十八日、壬寅、陸奥守道貞赴任の由を申す。盃酌を賜ふ。次に和歌の事有り。直装束（まはし）・野剣・胡籙（やまくひ）・弓・馬・鞍等を賜ふ。

「陸奥守道貞」は、橘道貞（？）一〇一六。陸奥国へ赴任する挨拶に
来た。盃を賜い、和歌のやり取りがあった。この和歌は残っていない。
そして、装束・武器・馬などを与えている。『権記』の同日条には、「今
日左相府饒陸奥守道貞朝臣云々。雖有召不参」とある。道貞は道
長の家司であるかのようにであり、道長のために奉仕している。『御堂関
白記』の長保元年七月十八日条には、「依田鶴惱事、渡道貞家。依
無日宜用夜半時」と、「田鶴（鶴）」つまり息頼通の病を避けるた
めに、道貞の邸へ赴いている。寛弘元年二月五日条には、春日祭使――
息右近衛少将頼通が選ばれていた――の出立の儀に右大将藤原実資を招
くために、「午時饗座定、給装束。此間以道貞朝臣、示案内大将」と
道貞を遣わしている。翌日には、「以道貞朝臣、右大将昨日事恐
由示送」と、道貞を遣わして来訪の礼を述べている。道長の饒はこれら
の労に報いる意味もあるのだろう。さらに道長は、「道貞朝臣許、平緒
一条・色革百枚送之」（二月二十一日）と気遣いを示している。一方道
貞は着任後、道長に着任の報告をしたようであり、八月七日には「道貞
朝臣返事、給相撲長嶋」と相撲人に返書を託している。また「道貞
朝臣所奉馬四疋見之」（九月二十四日）と奉仕をつづけている。閏九
月十六日には、道貞の妻子が陸奥国へ下向する時に、饒の品を和歌と
もに贈っているのも、両者の関係をうかがわせる。なお、三月二十二日
に、赴任の挨拶に来た三河守藤原輔公・安房守秀俊（姓不詳）との間に
は「和歌事」はなかった。この道長の、道貞と輔公・秀俊への対応の相

違は、両者の和歌の資質の有無によるのかもしれない。ただ、輔公は、
下向の途次尾張国にいた赤染衛門と和歌を贈答しており（『赤染衛門集』
200・201）、和歌を詠まなかったのではない。そうすると道長への貢献度
や親疎の度合が現れたのであろうか。

廿五日、己酉、……辰時渡仁和寺。依供養女方大般若也。從午時許雨下。
人々來集後初事。……講了立行香。其後入簾中。……願文早朝以言持來。
即送右大弁許。書持來。……

二十五日、己酉、……辰の時仁和寺に渡る。女方の大般若を供養するに
依るなり。午の時許り從り雨下る。人々來集したる後事を初む。……
講了りて行香に立つ。其の後簾中に入る。……願文、早朝以言持來た
る。即ち右大弁の許に送る。書きて持ち來たる。……

道長の正室源倫子が、『大般若経』を供養する法会を仁和寺で催して
いる。この日の早朝大江以言が、作成した願文を持ってやって來た。す
ぐに右大弁藤原行成のところへ送ると、清書して持って來た。『権記』
には、

自左大殿被給北方今日於仁和寺被供養兩部曼荼羅各一鋪・
大般若一部願文、即書奉入。亦午時許詣。公卿・大夫入札者有
其數。六十僧有被物。事了与大蔵相公同車帰。

とあり、供養願文の清書を行成に依頼したこと、行成の参詣が、これに
よつても分かる。以言は、当時文章博士であるとともに、道長一門に詩

文の創作によって奉仕する文人の一人であった¹²。五月十九日に故東三条院詮子のための法華八講を道長が修する時に、その願文を作り（『御堂関白記』）、九月十二日に道長第で催した作文会の題者となり（『御堂関白記』・『権記』・『類聚句題抄』341～349・『和漢兼作集』卷六・542）、閏九月二十一日に道長宇治別業で催した作文会の序者となっている（『御堂関白記』・『権記』・『本朝文粹』卷九・270）。

廿八日、壬子、……従華山院、右近中将公信朝臣来云、仰事、可花御覽参者。只今申参由。即参入。従兼有此間。仍非無其意用。余召車御。即候御車。覽白河院後、従山辺御御馬。御観音院勝算房、余所儲御前物并破子、於彼房供。仰左衛門督令献和歌題二首料。帰院給後奉歌。有御製賜之。後退出間、賜御馬。依乗車後無拝。……

廿八日、壬子、……花山院従り、右近中将公信朝臣来りて云ふ、「仰せ事に、花御覽に参るべし」てへり。只今参る由を申し、即ち参入す。兼ねて従り此の聞こえ有り。仍りて其の意用無きに非ず。余を車に召し御す。即ち御車に候す。白河院を覽ぜし後、山辺従り御馬に御す。観音院勝算房に御し、余儲くる所の御前の物并びに破子を、彼の房にして供す。左衛門督に仰せて和歌題二首の料を献らしむ。院に帰り給ひし後歌を奉る。御製有りて賜ふ。後に退出の間、御馬を賜ふ。車後に乗るに依りて拝無し。……

花山院のお供をして白河で花見をした。『百鍊抄』にも、「華山院覽

山辺花」。左大臣已下扈從。有「和歌」と見える。三月末日の直前であり、惜春の花見ということになる。まず右中将藤原公信を使いとして道長にお召しがあり、直ちに参上している。道長は花山院の花見を事前に聞いており、召されることも予想していた。「御前物并破子」を儲けたというのはそのためである。まず道長は花山院と同車して「白河院」へ向って花見をし、次に「観音院勝算房」へ行く。その途中で院が馬に乗るのは、馬上から花を満喫するためであろう。勝算房で食事があり、つづいて歌会があった。披講は帰院の後であり、道長は御製を賜っている。『権記』の同日条には「自「華山院」有「召」。令「申」有「産穢」。由「念覚闍梨来。参「院令」申「穢趣」。亦詣「左府」申「案内」。今日院御「覽花」。有「御幸」。左大臣被「扈從」。自余公卿及侍臣有「其数」云々」とあり、藤原行成にもお召しがあったが、「産穢」のために断っている。随従したのは、道長・公任のほか藤原長能が知られる。公任が献呈した歌題は、「花山院観音院へおはして、残りの花を尋ぬ、山寺に遊ぶ」といふ題詠ませたまうけるに（『公任集』51・52）、「花山院、三月二十八日、花ご覽じにありかせたまふ御ともにさぶらひて、尋「残花」といふ題を」「山寺にて遊ぶ」（『長能集』78・79）によって分かる。公任に歌題を献るよう命じたのが誰かは明らかではない。花山院・道長のどちらかであろう。

四月

卅日、癸未、中宮御読経結願。従宮上達部五六許酩酊来。有和歌事。進

両三盃。

卅日、癸未、中宮御読経の結願なり。宮従り上達部五六許り酩酊して来る。和歌の事有り。両三盃を進む。

「中宮」は、道長の娘彰子。中宮が催した「御読経」は、季の御読経。「中宮御読経初。為^ニ南渡^ヲ殿座^ト」(四月二十七日)から四日間にわたって行われた。この法会に参加した上達部五六人は、酔った勢いで道長のもとに参上し、和歌に興じたのである。このことは、『権記』にも、「申^ニ雜事^一之後、参^ニ中宮^一。御読経結願也。事了上達部・殿上人飲食。及^ニ晚景^一乘^レ醉^ニ参^ニ左府^一。有^ニ和歌事^一」(四月三十日)と記している。「五六人」の中に行成もいたであろう。他の参加者の姓名は不明。歌会は上達部が酔いに乗じて始まっている。所定の催しではない。作文会とは異なり、古記録に記される歌会は、ほとんどの場合酔余の興である。

五月

十四日、丁酉、日来所手自書八講料法華經八卷并開結・阿弥陀・心經等書了。但開結經有其遺。依期日近也。過此間可書了也。
十四日、丁酉、日来手自書^{ひこころづか}所^かの八講の料の法華經八卷并びに開結・阿弥陀・心經等を書き了りぬ。但し開結經に其の遺^ひり有り。期日近きに依るなり。此の間を過ぐして書き了るべきなり。

道長は日々、法華八講のために『法華經』以下の經典書写につとめていた。この月の十九日〜二十二日に、姉であり一条天皇の生母である、

故上東門院詮子追善のために、法華八講開催を予定していた。詮子は長保三年閏十二月二十二日に崩御。享年四十。道長が政權を樹立するに当たって、多大の貢献をなした恩人である。たとえば『大鏡』(藤原道長)は、兄道兼の没後、その後継として道長に内覧の宣旨を下させるために、洩る一条天皇を懸命に説得した模様を描いている。道長は恩義を忘れず、菩提を弔おうとしたのであった。そのための經典書写である。四月二日には、「定^ニ御八講雜事^一」と八講の雜事を定めている。道長は、この取り決めに契機として、自ら写経することに勤しんだのであろう。「開結」は、開経と結経、開結経。本経である法華經の前後に付属する無量義經と普賢觀經のこと。あわせて法華經三部と言う。

未剋参^ニ花山院^一。依^ニ昨日^一召^ニ参^ニ人^一也。有^レ被^ニ供^ニ養^ニ法^ニ花^ニ經^一・開^ニ結^ニ經^一・転^ニ女^ニ成佛^ニ經^一等^一」(『権記』長保四年四月三日)

奉^ニ書^ニ写^ニ一^ニ金字^ニ妙法^ニ蓮^ニ華^ニ經^一一部^一八卷、開^ニ結^ニ、阿^ニ弥^ニ陀^ニ、般^ニ若^ニ心^ニ經^一各一卷(『本朝文粹』卷十四・416、大江以言「花山院卅九日御願文」)
「阿弥陀」は阿弥陀經、「心經」は般若心經。書写を終えたとは言うものの、開結經に書き残しがあった。八講が近づいているために残したとある。表装などのために、ここで打ち切らねばならなかったのであろう。残りは八講の期間を終えてからにすると述べている。この写経については、次の関連記事がつづく。

十八日、辛丑、以知章朝臣、中書王御許、奉自書写經。是依外題也。
十九日、壬寅、天晴。知章朝臣經持来。以言願文章持来。賜祿物。即送

右大弁許、清書持来。

十八日、辛丑、知章朝臣を以つて、中書王の御許もとに、自ら書写したる經を奉る。是れ外題に依るなり。

十九日、壬寅、天晴る。知章朝臣經を持ち来る。以言願文の草を持ち来る。祿物を賜ふ。即ち右大弁の許もとに送るに、清書して持ち来る。

十八日の「知章朝臣」は藤原知章。「中書王」は具平親王。知章に具平親王のもとへ行かせたのは、十四日にひとまず書写を終えた經典の外題揮毫を依頼するためである。そして翌日には外題を書き終えた經を、知章が道長のもとに届けている。

十九日の「以言」は大江以言。三月二十五日の記事に見える。「願文」は故東三条院詮子のために修する、法華八講の願文。これをただちに「右大弁」藤原行成のもとに送った。清書を依頼したのである。そして清書が届いた。四月二日の記事にある「御八講雜事」の定めでは、こういつたことも決めていたのであろう。十九日は法華八講の初日。事前に、以諸大夫并隨身等、送法服。証議者二人加四位。

諸大夫并びに隨身等を以つて、法服を送る。証議者二人に四位を加ふ。

と、「諸大夫并隨身等」を遣わして、参会する僧らに法服を与えている。「証議者」つまり論議への評定を述べる二人「座主覚慶・前大僧正観修」のもとへは、「四位」に行かせている。二人とも高僧である。道長の配慮であろう。

西対座上達部・殿上人等着。三四巡後、打鐘入堂。入夜事了。故院女方大内女方等多来。

西の対の座に上達部・殿上人等着。三四巡の後、鐘を打ち堂に入る。夜に入りて事了りぬ。故院の女方・大内の女方等多く来る。

「西対」は土御門第内の建物。「上達部・殿上人等」に酒が振る舞われてから、「堂」において法会を行っている。「故院」亡き詮子の女房、「大内」一条天皇の女房が多数参会した。故人を追善する意思のあらわれである。

六月

四日、丁巳、不天晴。右大弁許送紙、令書本。頼通料耳。

四日、丁巳、天晴れず。右大弁の許もとに紙を送り、本を書かしむ。頼通の料のみ。

「右大弁」は藤原行成。この行成のもとに紙を送って本を書かせたとある。何の本かは不明。それは子息頼通——この時十三歳——のためであるという。おそらくは頼通の学問のためであろう。「権記」にはこの月の記事がなく、行成の方の記録が得られない。

七日、庚申、……有御庚申事。作文耳。

七日、庚申、……御庚申の事あり。作文のみ。

「庚申」は、道教の信仰から生まれた習俗。人の体内さんしにいる三戸とい

う虫が、庚申の夜、就寝中に天に昇ってその人の罪科を天帝に告げ、早死にさせると考えられた。それを防ぐために徹夜して種々の催しを行った。¹⁵この催しを「庚申」という。当時の宮廷や貴族の邸宅では、作文・和歌・管絃・遊戯などをしながら過ごした。この日の記事は一条天皇の御前における催しである。『日本紀略』には、「庚申、賑給」とのみあり、御庚申が催されたことを記していない。「作文耳」とあるのは、道長の知る庚申は、詩を賦するのみならず、他の遊芸なども行うのが当たり前であったからであろう。たとえば、本年閏九月九日に、「依_レ物忌重_一籠居。籠_二物忌_一人々守_二庚申_一、賦_レ詩詠_二和歌_一」（物忌の重きに依りて籠居す。内蔵寮弁_二備酒饌_一、賜_二之侍臣_一。又進_二碁手_一。……終夜之間、有_二打攤之事_一。或有_二賦詩獻歌之事_一。及_二于曉更_一、令_二侍臣奏_二絃管_一とあり、多彩である。

七月

三日、乙酉、寅時許僧正来。夜明従所々問。終日尚悩。従今夜以僧正初修善。従今日又初三十講。雖有悩氣重、渡堂初之。
三日、乙酉、寅の時許りに僧正来る。夜明けて所々従り問ふ。終日尚ほ悩む。今夜従り僧正を以つて修善を初む。今日従り又三十講を初む。悩む氣の重きこと有りと雖も、堂に渡りて初む。

この日は仏事に明け暮れている。早暁観修が来て「修善」（修法・読経などによって善行を積むこと）を行っている。これは今の重い病を治すためであろう。また病を押して「堂」に渡り、法華三十講を始めている。「法華三十講」は、法華経二十八品に開結二経（無量義経・観普賢経）を加えた三十講を、一月にわたって行う法会。道長は長保四（一〇〇二）年から没するまで、継続して催している。¹⁶六月十日には、すでに三十講の僧名定めがあった（『御堂関白記』）。『榮花物語』（うたがひ）は、道長の仏事について描き、その中の三十講について、「やむごとなくおとななるは僧正。あるは聴衆二十人、講師三十人召し集めて、法服配らせたまふ」と述べているので、右の「僧正」観修は、道長の「修善」のためだけではなく、この法会での長老格として召されていたのであろう。三十講の結願は、同月の三十日。諸卿が来訪しており、僧らへの「被物」や饗応があった（『御堂関白記』）。

七日、己丑、能通朝臣非時。

七日、己丑、能通朝臣非時。

この日は、三日から始めた法華三十講の五日目に当たる。「非時」（参加する僧に提供する食事）を藤原能通が奉仕したとある。この日に道長の文事はなかった。ただ、内裏では作文会が催されている。題は「七夕秋意」（『権記』）。道長は「有_二悩氣重_一」（『御堂関白記』七月三日）の状態であり、自邸での法華三十講とも重なっており、出席していない。

八日、庚寅、從今日住堂。文句遺卷読。覺運僧都。僧非時播磨守。
八日、庚寅、今日從り堂に住まる。文句の遺したる巻を読む。覺運僧都。
僧の非時は播磨守。

この日道長は邸内の「堂」にいて、読み残していた『法華文句』を読んだ。七月三日から法華三十講を始めており、堂内で聴講していたのである。その合間を縫って『法華文句』を読んだ。『法華文句』は、『妙法蓮華經文句』のこと。天台宗の祖である智顛の、『法華經』に関する講説をまとめた書。「播磨守」は藤原陳政。

廿日、壬寅、……其後下改元詔書。改元為寛弘。有諸卿定申、寛仁宜者。而左大弁申云、仁字是諱字也。為之如何。用之。詔書草有地動文。又免者留所無犯八虐文。仍令入。即着弓場殿、令奏清書。又書十日極奇事。令摺奏之。内記所為太至愚也。

廿日、壬寅、……其の後改元の詔書下る。改元して寛弘と為す。諸卿の定め申すこと有りて、「寛仁宜し」てへり。而るに左大弁申して云ふ、「仁字は是れ諱の字なり。之を為すは如何」といふ。之を用ゐる。詔書の草に「地動」の文有り。又免さるる者は留むる所に「犯八虐」の文無し。仍りて入れしむ。即ち弓場殿に着きて、清書を奏せしむ。又「十日」と書くは極じき奇事なり。摺らしめて奏す。内記の為す所太だ至愚なり。

「改元詔書」は、長保六年を寛弘元年とする詔を記した書類。改元は天皇の仰せを承けて、大臣が式部大輔・文章博士らに勘申させる。この時は、大江匡衡の勘申した「寛仁」が採用された。ところが、陣の座において「左大弁」藤原忠輔から、「寛仁」の「仁」は、一条天皇の諱である「懐仁」に用いられていると指摘があり却下された。『権記』にも、「參衛。有陣定。改元事也。寛弘云々。初以寛仁被定。而左大弁申仁字為當時諱。可避歟云々」とあり、同じ事情を記している。そこで「寛弘」となった。当代の諱をみだりに用いるべきでないことは、たとえば、

詔曰、……又臣子之礼、必避君諱。比者、先帝御名及朕之諱、公私触犯。猶不忍聞。自今以後、宜並改避。（『統日本紀』延暦四（七八五）年五月三日）

と見える。年号が匡衡の勘申によることは、

長保初年開后房、寛弘頻歲誕親王。二之年号臣所獻、仰望江家父子昌（『江吏部集』卷中、「長保寛弘之間、天下幸甚、老儒不堪傾惑、聊述所懷」）

と、誇らしげに自身の詩に詠じていることよって明らかである。「詔書草」は、陣定において決まった年号を奏すると、天皇から詔書作成の仰せがあり、これを承けて大臣が内記に命じて詔書の草を書かせることになっている。この「草」には、「地動るの文」があったという。『元秘別録』（一・勘文事・改元事）にも、「依天変地震妖也」と見える。ただこのことに、何らかの問題があるのかについて、道長は言及してい

ない。この年は旱魃に見舞われており、「天変」はあったが、「地震」はなかったようであり、この点を不審としたのであろうか。また「草」は、「留所」にある詔書には、「犯八虐の文」がなかったという。「留所」について、全註解は、『江家次第』（巻十八・改元事）に、「勘文留御所、又令奏一定（或依諸儒所進不快、自御所被給。延長・天曆・康保等例也）」とあることによつて、「勘文を留めておいた所ということになるう」と解している。ただここでは「詔書」について述べているのであるから、詔書を留めておいた所と解さねばならない。それもまた「御所」であろうか。詔書に「犯八虐の文」がないのは、改元の大赦の例に反するといふ指摘である。「八虐」は、支配秩序を揺るがすような罪。名例律6に、「謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不義」を挙げる。全註解は、『廷尉故実』（『統群書類従』巻三百八）に引く、この時の赦文に、
奉_レ勅、今日下_二改元詔書_一曰、今日味爽以前、大辟以下罪無_二輕重_一、已_レ發覺未_レ發覺、已_レ結正未_レ結正、繫囚見徒、皆悉赦除云々。早_レ從_二原免_一、勿_レ致_二遲留_一者。

とあることによつて、「ここは勘文に八虐を犯した者に対する赦免に関する文言が記されていなかったことを指す」と解している。ただ、改元大赦の場合、
応和四年七月十日（癸未）、以_二延光朝臣、被_レ仰_二右大臣_一云、可_レ令_レ作_二改_二三年号_一詔書_上。……即載_二大_二赦天下_一、大辟已_レ下罪、可_レ從_二原免_一。但犯八虐、故殺、謀殺、強盜二盜、常赦所_レ不_レ免者非_二此_一限_上。……上（『西宮記』臨時二・改_二三年号_一類）

詔、……其改_二安和三年_一、為_二天祿元年_一。大_二赦天下_一。今日味爽以前、大辟以下罪無_二輕重_一、已_レ發覺未_レ發覺、已_レ結正未_レ結正、咸皆赦除。但犯八虐、故殺謀殺、私鑄錢、強盜二盜、常赦所_レ不_レ免者、不_レ在_二赦限_一（『改元部類』天祿元年三月五日）

詔、改_二長徳五年_一、為_二長保元年_一。大_二赦天下_一、大辟以下咸赦除。常赦所_レ不_レ免者不_レ赦（『日本紀略』長保元年正月十三日）

とあるとおり、「犯八虐」以下の罪は赦免とはならない。『廷尉故実』の引く「皆悉赦除云々」の「云々」には、右の傍線部と同様の記事があったはずである。したがつてここは、「犯八虐」以下の罪は赦免とはしない旨のただし書きがないと指摘し、書き加えを命じたのである。さらに、弓場殿に着いて、詔書の清書を奏させたところ、日付が「十日」とあった。「廿（二十）日」とあらねばならない。その箇所を削つて書き改めさせ奏した。清書をした「内記」の失態を、「太だ至愚なり」と責めている。

注

（1）金峯山で行つた埋経はそれまでにはなく、以後この風習が急速に広まる。そしてこの時代、「日本仏教を形成したのは、宗派でも僧侶でもなく、道長個人の信仰とそれに基づいた行為であった」といわれている（三橋正『平安時代の信仰と宗教儀礼』第二章「藤原道長と仏教」。二〇〇〇年三月・統群書類従完成会）。なお道長が埋納した経筒については、拙稿「白居易の弥勒信仰と平安文学——藤原道長の金峯山埋納経筒をめぐつて——」（『白居易研究年報』第

十六号・二〇一五年十二月・勉誠出版) 参照。

- (2) 後藤昭雄「一条朝詩壇と『本朝麗藻』」(『平安朝漢文学論考補訂版』二〇〇五年二月・勉誠出版、所収) 参照。

- (3) この日記は具注暦に書いており、当日条に書ききれない場合は、その紙背に記した。『御堂関白記』における道長詠の解釈等については、片山剛「御堂関白記」の和歌(『金蘭国文』創刊号・一九九七年三月) 参照。

- (4) 『栄花物語』では、二人のやりとりや親王宣下を寛弘三年のこととして描いている。なお、花山院と道長との関わりについては、今井源衛『花山院の生涯』第四章「退位時代」(一九六八年七月・桜楓社) に詳しい。

- (5) 藤原広業については、下玉利百合子「ある能吏の生涯——藤原広業の軌跡——」(『枕草子周辺論続篇』一九九五年二月・笠間書院、所収) 参照。

- (6) 綏子については、『御堂関白記』に、「子時許、大和守景濟朝臣来云、尚侍亥時許了由示。数月病、従去三日不覚、有如無。是希有事也」(寛弘元年二月七日。「尚侍」は「綏子」の官職)、『権記』に、「右中弁被^{ヨキテ}過。此夜尚侍正二位藤原朝臣綏子薨。年卅一。故入道摂政三女也。二八之齡、入^ニ於東闈云々。云々、云々。及^ニ病綿悞、落髮為^レ尼。遂^ニ宿念^一歎」(同日。「故入道摂政」は藤原兼家。綏子と道長の父。「東闈」は春宮。居貞親王のこと) と見える。

- (7) 『日本紀略』の寛弘二年三月三日条に、「辛亥、御燈。今日於^ニ御

書所^ニ有^ニ詩会。題云、花貌年々同。序者匡衡」とある。『権記』の記す詩題との一致から、寛弘元年の誤りであることが分かる。

- (8) 詩題「花貌年々同」は、初唐劉希夷「年年歲歲花相似、歲歲年年人不^レ同」の前句を踏まえている。ただ、この詩をもとにして詩を詠む場合には、必ず右の後句の意を詠じるものだが、匡衡の序も詩もともにこの詩趣を踏まえていない。今年も変わらずに咲く花の下において人々が交流すると詠じ、尾聯において、「洞裏仙遊歎樂久、花筵自作^ニ醉^レ恩人」宮中の御遊において私は天子の恩に酔う人になつていると、帝徳を讚美して一首を結ぶ。天皇の御前での応製詩であるために、推移する時間の中で人はつねに変化して行かざるを得ないと、人の命のはかなさを詠むわけには行かなかつたのである。他の参会者も同様であつたに違いない。

- (9) 三月三日の宴についての最近の論考には、滝川幸司「曲水宴」(『天皇と文壇』二〇〇七年二月・和泉書院、所収)、拙稿「寛平期の三月三日の宴」(『平安朝の歳時と文学』二〇一八年十月・和泉書院、所収) などがある。

- (10) 『権記』七月十九日条にも、「自^レ内詣^ニ左府。此夜半渡^ニ坐道貞朝臣宅。是依^ニ少君病遊所^一云々」とある。

- (11) 赤染衛門は、「道貞みちの国になりぬ」と聞いて和泉式部に歌を送り、式部が応じている(『赤染衛門集』I 183・184、『和泉式部集』I 182・183)。式部は下向する道貞に歌を贈っている(『和泉式部集』I 838)。

また白河において花見をしていた帥宮敦道親王のもので、道貞の下

向をめぐって藤原公任と歌を贈答している（『和泉式部集』I 98、106、『公任集』35・36）。また道貞は陸奥へ向かう途次、尾張国の国守であった大江匡衡・赤染衛門夫妻のもとを訪れ、歌のやり取りをしている（『赤染衛門集』I 185・186）。さらに『和泉式部統集』（8）の「陸奥国へいひやる」と詞書にある歌は、道貞に送ったものであろう。道貞の陸奥下向をめぐってさまざまな歌のやり取りがあった。このことについては、松村博司「尾張国における大江匡衡と赤染衛門——摂関時代の儒官受領夫妻の生活——」（『栄花物語の研究 第三』一九六七年十一月・桜楓社）、伊井春樹「公任と和泉式部——『公任集』覚え書き——」（『物語の展開と和歌資料』二〇〇三年十二月・風間書房、所収）、高田信敬「橘道貞の下向——『赤染衛門集』管見——」（『国語国文』第八十二巻六号・二〇一三年六月）参照。

(12) 大江以言については、後藤昭雄「大江以言考」（『平安朝漢文学論考補訂版』二〇〇五年二月・勉誠出版、所収）参照。

(13) 大日本古記録は「献」を欠く。全註釈に従って補う。

(14) 目崎徳衛「藤原道長における和歌」（『貴族社会と古典文化』一九九五年二月・吉川弘文館、所収）参照。

(15) 『医心方』（卷二十六・去三戸一方）には、

河凶紀命符曰、……人身有三戸。三戸之為物、実魂魄鬼神之属也。欲使三人早死、此戸当得作鬼。自放縦遊行、饗食人祭醜。毎到三六甲窮日、輒上天白司命、道人罪過。過大者奪二人紀、小者奪一人算。……大清経曰、……故庚申日

藤原道長の文事

夜半之後、向正南再拜呪曰、「彭侯子・彭常子・命兒子、悉入窆冥之中、去離我身」。三度言。毎至庚申日、勿寝而呼其名。三戸即永絶去。当之用。

などである。庚申については、窪徳忠「庚申信仰の研究上」（一九八〇年十一月・原書房）をはじめとして、島田とよ子「平安時代に於ける庚申信仰」（『詞林』第八号・一九九〇年三月）、石埜敬子・加藤静子・中嶋朋恵「御堂関白記ノート（十三）——観修・御庚申——」（『言語と文芸』第一〇七号・一九九一年八月）など参照。

(16) 道長の法華三十講への関わりについては、山本信吉「法華八講と道長の三十講（上）（下）」（『仏教芸術』第七十七・七十八号、一九七〇年九月・十一月）・注（1）三橋前掲論考、参照。

キーワード：藤原道長、文事、御堂関白記、寛弘元年、注釈